

Q3.貸付金の償還に関すること

Q1. 緊急小口資金等特例貸付資金の償還とは何ですか？

A1. 「償還」とは「返済」のことです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し緊急小口資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済いただく必要があります。

Q2. 私は免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか？

A2. 令和3年12月までに送金完了した小口、総合（初回）は、令和5年1月から開始します。それ以降に送金完了した小口、総合（初回）は、送金完了した月の翌月から1年後に開始します。

Q3. 小口と総合支援資金の両方を借りていますが、償還免除の対象とならない場合は、両方とも償還しなければならないのですか？

A3. 両方償還いただく必要があります。

Q4. 全部まとめて（4 資金とも）償還が始まるのですか。

A4. ※多くの方が、下記期間に当てはまりますが、申込頂いた内容によって異なる場合がございます。

小口、総合（初回）は令和5年1月から、総合（延長）は令和6年1月から、総合（再貸付）は令和7年1月から、それぞれ免除にならなかった場合に償還が開始されます。

※令和4年1月以降に送金完了した小口、総合（初回）は、送金完了月の翌月から1年後に償還が開始されます。